改正後	現　行
別添５ 　地域の生産体制強化事業 第１　事業実施主体 　この事業の事業実施主体は、令和７年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和７年１月２４日付け６農畜機第６７４１号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第２の１及び２の事業に係る公募団体（以下「公募団体E」という。）、第２の３の（１）の事業に係る公募団体（以下「公募団体F」という。）、第２の３の（２）の事業に係る公募団体（以下「公募団体G」という。）、第２の３の（３）の事業に係る公募団体（以下「公募団体H」）とする。 第２〔略〕 第３　事業の要件 　１　第２の１及び２の事業については、以下の要件を満たすものとする。 　（１）〔略〕 　２～４〔略〕 第４　事業の実施 　１～４〔略〕	別添５ 　地域の生産体制強化事業 第１　事業実施主体 　この事業の事業実施主体は、令和６年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和６年１月１５日付け５農畜機第６５２１号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第２の１及び２の事業に係る公募団体（以下「公募団体E」という。）、第２の３の（１）の事業に係る公募団体（以下「公募団体F」という。）、第２の３の（２）の事業に係る公募団体（以下「公募団体G」という。）、第２の３の（３）の事業に係る公募団体（以下「公募団体H」）とする。 第２〔略〕 第３　事業の要件 　１　事業の要件 　（１）〔略〕 　２～４〔略〕 第４　事業の実施 　１～４〔略〕

改正後	現　行
５　事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和７年度とする。	５　事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和６年度とする。
第５　事業の推進指導 １　公募団体Ｅ、公募団体Ｇ及び公募団体Ｈは、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、第２の１、２並びに３の（２）及び（３）の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。 ２　公募団体Ｆは、第２の３の（１）の事業について、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。	第５　事業の推進指導 １　公募団体Ｅは、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、第２の１及び２の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。 ２　公募団体Ｆ、公募団体Ｇ及び公募団体Ｈは、第２の３の事業について、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
３～５〔略〕	３～５〔略〕
６　公募団体Ｇは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第２の３の（２）の事業に参加しようとする預託農家へ、農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。	［新設］
７　第２の１及び２の事業に参加する生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、事業申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライ	６　第２の１及び２の事業に参加する生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和５年１２月２７日付け５環バ第３１１号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、事業申請時に「環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組につい

改正後	現　行
アンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを公募団体Ｅに提出するものとする。 また、実績報告時には、当該チェックシートに記載さ　れた各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを公募団体Ｅに提出するものとする。	て、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」の当該チェックシートを公募団体Ｅに提出するものとする。
８　公募団体Ｅは、全ての生産者集団等から提出された６のチェックシートを収集し、その一覧を第７の１の交付申請時、第７の２の変更承認申請時及び第７の４の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、生産者集団等の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。	７　公募団体Ｅは、全ての生産者集団等から提出された６のチェックシートを収集し、その一覧を機構へ提出するものとする。
〔削る。〕	８　公募団体Ｆ及び公募団体Ｇは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第２の３の事業に参加しようとする酪農家へ、農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。
〔削る。〕	９　第２の３の（１）の事業に参加する酪農経営体及び預託農家は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和６年１月１９日付け５畜産第２２５８号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、事業申請時に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを乳用後継牛預託推進協議会に提出するものとす

改正後	現　行
〔削る。〕	る。 １０　乳用後継牛預託推進協議会は、全ての酪農経営体及び　預託農家から提出された当該チェックシートを収集し、当該酪農経営体及び預託農家が各取組を実施する旨を酪農経営体及び預託農家の一覧に記載して、当該一覧を公募団体Ｆに提出するものとする。
９　第２の３の（１）の事業に参加する乳用後継牛預託推進協議会は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第４の２の（１）の乳用後継牛預託推進計画時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを公募団体Ｆに提出するものとする。 　また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを公募団体Ｆに提出するものとする。	１１　乳用後継牛預託推進協議会は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、第４の２の（１）の乳用後継牛預託推進計画時に「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを公募団体Ｆに提出するものとする。
１０　公募団体Ｆは、全ての乳用後継牛預託推進協議会か　ら提出された９のチェックシートを収集し、第７の１の交付申請時、第７の２の変更承認申請時及び第７の４の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、乳用後継牛預託推進協議会の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。	１２　公募団体Ｆは、全ての乳用後継牛預託推進協議会か　ら提出された１０のチェックシートの一覧及び１１のチェックシートを収集し、その一覧を機構に提出するものとする。
１１　第２の３の（２）の事業に参加する預託農家は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、事業申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体	１３　第２の３の（２）の事業に参加する預託農家は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部

改正後	現　行
向け）」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを公募団体Gに提出するものとする。 　また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを公募団体Gに提出するものとする。	改正について」に基づき、事業申請時に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを公募団体Gに提出するものとする。
１２　公募団体Gは、全ての預託農家から提出された１１の　チェックシートを収集し、第７の１の交付申請時、第７の２の変更承認申請時及び第７の４の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、預託農家の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。	１４　公募団体Gは、全ての預託農家から提出された当該　チェックシートを収集し、当該預託農家が各取組を実施する旨を預託農家の一覧に記載して、当該一覧を機構に提出するものとする。
１３　公募団体E、公募団体F、公募団体G及び公募団体Hは、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第７の１の交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを機構に提出するものとする。 　また、第７の４実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを機構に提出するものとする。	１５　公募団体E及び公募団体G並びに公募団体Hは、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、第７の１の交付申請時に「環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを機構に提出するものとする。
１４　公募団体Gは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする預託農家が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとす	１６　公募団体F及び公募団体Gは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする酪農経営体及び預託農家が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者

改正後	現　行
る。 （１）令和７年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和５０年２月１３日付け５０畜Ｂ第３０３号農林事務次官依命通知）第２の（１）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する基本契約及び配合飼料の価格差補塡に関する毎年度行われる数量契約（以下この１４において「契約」という。）の締結をしている者であること。 （２）令和６年度及び令和７年度のいずれも契約を締結していない者であること。 （３）令和６年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和７年度に契約を締結していない者であること。 第６〔略〕 第７　補助金交付の手続等 １～３〔略〕 ４　事業の実績報告 （１）公募団体Ｅ、公募団体Ｇ及び公募団体Ｈは、第２の１、２並びに３の（２）及び（３）の事業の完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定	であることを確認するものとする。 （１）令和６年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和５０年２月１３日付け５０畜Ｂ第３０３号農林事務次官依命通知）第２の（１）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する基本契約及び配合飼料の価格差補塡に関する毎年度行われる数量契約（以下この１６において「契約」という。）の締結をしている者であること。 （２）令和５年度及び令和６年度のいずれも契約を締結していない者であること。 （３）令和５年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和６年度に契約を締結していない者であること。 第６〔略〕 第７　補助金交付の手続等 １～３〔略〕 ４　事業の実績報告 （１）公募団体Ｅ、公募団体Ｇ及び公募団体Ｈは、第２の１、２並びに３の（２）及び（３）の事業の完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに別紙様式第４号の酪

改正後	現　行
通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日）までに別紙様式第４号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。 （２）〔略〕 第８～第１１〔略〕 〔削る。〕	農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。 ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日までとする。 （２）〔略〕 第８～第１１〔略〕 第１２　電子情報処理組織による申請等 １　公募団体は、第４の１の規定による実施要領の承認申請、第７の１の規定による交付申請、第７の２の規定による変更承認申請、第７の３の規定による概算払請求、第７の４の規定による実績報告、第８の規定による運営状況報告及び第１０の３の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、この要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。 ２　公募団体は、１の規定により交付申請等を行う場合は、この要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する

改正後	現　行
	様式によるものとする。 ３　理事長は、１の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示又は命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。 ４　公募団体が２の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。
別表１・２〔略〕	別表１・２〔略〕
別紙様式第１号〔略〕	別紙様式第１号〔略〕
様式１－１ １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）・（２）〔略〕 （３）生産者集団等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）一覧 （４）公募団体Ｅの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） （注１）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複	様式１－１ １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）・（２）〔略〕 （３）環境負荷低減のチェックシート（生産者集団等）の一覧 （４）環境負荷低減のチェックシート（公募団体Ｅ） 〔新設〕

改正後	現　行
する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。 （注２）添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。 様式１－１の別紙〔略〕 様式１－２（公募団体Ｆが実施する事業） １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）・（２）〔略〕 ［削る。］ （３）乳用後継牛預託推進協議会の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）一覧 （４）公募団体Ｆの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） （注１）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特	（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。 様式１－１の別紙〔略〕 様式１－２（公募団体Ｆが実施する事業） １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）・（２）〔略〕 （３）みどりのチェックシートを実施する酪農経営体及び預託農家の一覧 （４）環境負荷低減のチェックシート（乳用後継牛預託推進協議会）の一覧 （５）環境負荷低減のチェックシート（公募団体Ｆ） 〔新設〕

改正後	現　行
定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。 （注２）添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。 様式１－２の別紙１〔略〕 様式１－２の別紙２ １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）～（４）〔略〕 ［削る。］ （５）乳用後継牛預託推進協議会の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） （注）〔略〕 様式１－３（公募団体Ｇが実施する事業） １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）・（２）〔略〕	（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。 様式１－２の別紙１〔略〕 様式１－２の別紙２ １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）～（４）〔略〕 （５）みどりのチェックシートを実施する酪農経営体及び預託農家の一覧 （６）環境負荷低減のチェックシート（乳用後継牛預託推進協議会） （注）〔略〕 様式１－３（公募団体Ｇが実施する事業） １～４〔略〕 ５　添付書類 （１）・（２）〔略〕

改正後	現　行
（3）預託農家の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）一覧 （4）公募団体Gの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） （注１）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。 （注２）添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。 様式１－３の別紙〔略〕 様式１－４ ５　添付書類 （1）・（2）〔略〕 （3）公募団体Hの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） （注１）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、	（3）みどりのチェックシートを実施する預託農家の一覧 （4）環境負荷低減のチェックシート（公募団体G） 〔新設〕 （注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。 様式１－３の別紙〔略〕 様式１－４ ５　添付書類 （1）・（2）〔略〕 （3）環境負荷低減のチェックシート（公募団体H） 〔新設〕

改正後	現　行
省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。 （注２）添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。	（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
様式１－４の別紙〔略〕	様式１－４の別紙〔略〕
別紙様式第２号～別紙様式第４号〔略〕	別紙様式第２号～別紙様式第４号〔略〕
様式４－１（公募団体Ｅが実施する事業） １～５〔略〕 ６　添付書類 （１）生産者集団等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）一覧 （２）公募団体Ｅの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）	様式４－１（公募団体Ｅが実施する事業） １～５〔略〕 ［新設］
様式４－２（公募団体Ｆが実施する事業） １～５〔略〕 ６　添付書類	様式４－２（公募団体Ｆが実施する事業） １～５〔略〕 ［新設］

改正後	現　行
（1）乳用後継牛預託推進協議会の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）一覧 （2）公募団体Ｆの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）	
様式４－２の別紙１〔略〕	様式４－２の別紙１〔略〕
様式４－２の別紙２ １～３〔略〕 ４　添付書類 （1）～（3）〔略〕 （4）乳用後継牛預託推進協議会の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）	様式４－２の別紙２ １～３〔略〕 ４　添付書類 （1）～（3）〔略〕 ［新設］
様式４－３（公募団体Ｇが実施する事業） １～５〔略〕 ６　添付書類 （1）預託農家の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）一覧 （2）公募団体Ｇの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）	様式４－３（公募団体Ｇが実施する事業） １～５〔略〕 ［新設］
様式４－３の別紙〔略〕	様式４－３の別紙〔略〕

改正後	現　行
様式４－４（公募団体Ｇが実施する事業） １～５〔略〕 ６　添付書類 　公募団体Ｈの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） 様式４－４の別紙〔略〕 別紙様式第５号～別紙様式第７号〔略〕	様式４－４（公募団体Ｇが実施する事業） １～５〔略〕 ［新設］ 様式４－４の別紙〔略〕 別紙様式第５号～別紙様式第７号〔略〕